

## 臨時休業及び春休み中の生活について

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業中なので、不要不急の外出を避け、基本的には自宅で過ごすようにしましょう。

臨時休業による不安だけでなく、学年末及び学年始めの新学・進級に際しての不安や緊張、解放感等により生活のリズムを乱し、時として思慮に欠ける行動に走りやすい時期でもあります。生活リズムを崩すことがないように気をつけ、一年間を振り返ると共に、新たな学年に向けて準備をしてほしいです。

現在の状況が好転し、様々な活動が開始された場合は、次のことに留意して有意義な日々を過ごしましょう。

### 1. 生活面について

#### (1) 健全で有意義な生活の実践

- ア 計画を立て、心身に適度な休養をとり、規則正しい生活を送ること。
- イ さまざまな体験学習や、読書、趣味や興味・関心を生かした研究などに取り組むことにより、教養を高めること。
- ウ 家事にも進んで協力し、家族の結びつきを一層強めること。

#### (2) 非行等問題行動の防止

- ア メール、SNS（ライン・フェイスブック・ツイッター等）により他人を誹謗・中傷したり、プライバシーを侵害したりしないこと。また、プロフィールサイトなどのページをつくったり書き込みをしないこと。
- イ インターネットを利用する際は、様々なトラブルに巻き込まれるおそれもあるので、保護者との約束のもとマナーを守ること。
- ウ 暴力、万引、乗物盗、薬物使用、飲酒、喫煙、深夜徘徊等の問題行動を起こさないこと。
- エ 危険な玩具等の購入・使用はしないこと。
- オ 法令により入場が禁止されている場所や、学校が禁止している場所には立ち入らないこと。

#### ※法令により入場が禁止されている場所

パチンコ、麻雀、競馬などのギャンブル場、酒場など各種年齢制限のある場所など。

#### ※学校が禁止している場所

ゲームセンター、カラオケ、ボーリング場、ライブハウス、アミューズメントコーナー、映画、複合型エンターテインメント施設、催し物、飲食店、喫茶店、ショッピングセンター等

上記施設を利用するときは保護者、または責任ある大人が同伴すること。

**単独または生徒同士は安全面から禁止とする。**

### (3) 犯罪被害等の防止

外出するときは、行き先・用件・同伴者・帰宅予定時刻を家族に告げ、一人で行動することはできるだけ避けること。また、被害に遭いそうになった場合は大声で助けを求めたり、交番や店舗または「子ども110番の家」等の緊急避難できる場所へ逃げ込むこと。

#### ※学校が禁止していること

- ・友人宅での外泊は固く禁ずる。
- ・各種イベントや地域の行事等への参加は原則保護者同伴とする。生徒同士だけで参加する場合は保護者の許可を得ること。

## 2. 野外活動及び部活動等における事故防止について

### (1) 交通事故等の防止

- ア 交通規則を守り、事故に巻き込まれることのないように注意すること。
- イ 自転車を利用するときは、左側通行を守り、二人乗り・傘さし・無灯火・信号無視・携帯電話使用等の運転はしないこと。
- ウ 登下校時や部活動での自転車の利用は、必ずヘルメットを着用すること。
- エ 公共交通機関を利用する際は、マナーを守って利用すること。

### (2) 部活動について

- ア 個々の体力や運動能力、体調を常に把握し、過労やスポーツ障害の予防に心がけるとともに、バランスのとれた生活に留意すること。
- イ 校地を離れて練習や試合等のために移動するときは、交通事故等に遭わないよう安全に十分留意すること。特に自転車で移動する場合は、ヘルメットを着用すること。

#### ※登下校時の服装

- ・登下校時は原則制服とする。ただし部活動における登下校時は、部指定の服装でもよいこととする。

休み中に、事件・事故等が起こった場合は、必ず錦丘中に連絡をすること。

(TEL 076-241-8404)